27　未決済取引	－												
28　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－												
合計（信用リスク・アセットの額）	－												

（注）

標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］

（用いない＝０、簡便手法＝１、包括的手法＝２）

（記載上の留意事項）

１　本表は、信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

２　本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

３　本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

４　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてＳＡ－ＣＣＲ又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。

５　「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前　オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦ（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乗じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

６　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する（保証人等の「項目」としては記載しない。）。

７　ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

８　「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）。

９　項目１～26には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成25年３月８日金融庁・農林水産省告示第１号）附則第10条第２項の規定に係る額に限る。

10　「11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

11　「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14　中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85％のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。

12　「17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

13　「20　信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

14　「21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

15　「23　上記以外」の「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年３月28日金融庁・農林水産省告示第２号。以下「告示」という。）において「右記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを100％と定めているエクスポージャーを記載する。

16　「24　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「短期ＳＴＣ要件適用分」は適格短期ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「ＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分」は適格ＳＴＣ、適格短期ＳＴＣ及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。

17　「26　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

18　「28　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」附則第10条第２項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

（付表２）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

	当　期　末	前　期　末